

不動産業者様・不動産オーナー様にお聴きいただきたいセミナーのご案内です！

気になる項目にチェック✓をご記入のうえ、FAXにてお申込みください!!

- ☐ いま話題の「民泊」ってなに？民泊は違法じゃないの？
- ☐ 民泊マーケットに参入しようと考えているが、実情を知りたい
- ☐ 最新の不動産活用に関するビジネスモデルを知りたい
- ☐ 自分の物件が民泊利用されている場合の対処法を知りたい

先着 20 名様限定

第74回・定期セミナーのご案内 弁護士法人新潟第一法律事務所 主催

来日外国人から高まるニーズ！民泊対策セミナー

～不動産に関わる皆様が民泊マーケットを考える上で知っておきたいこと～

日時 ▶ 9月27日(火) 15:00-17:00

会場 ▶ 技術士センタービルⅠ 8階 A会議室

〈新潟市中央区新光町10番地2〉

参加費 ▶ 4,000円 〈当日、会場にて申し受けます〉

講師 ▶ 弁護士 大橋 良二 (東京事務所所長 東京弁護士会所属)

対象 ▶ 不動産業者様・不動産オーナー様



講師 弁護士 大橋 良二

講師紹介

新潟第一法律事務所東京事務所所長。
シェアリングエコノミー協会賛助会員。
不動産・相続を中心に、近年は新規事業参入に関わる法務を取り扱う。

ここ最近、日本の観光立国化により来日外国人は10年前の約3倍である2000万人を超え、都市部での宿泊施設不足が生じています。一方で、airbnbに代表される民泊プラットフォームの普及、より日本文化を体感したい外国人観光客のニーズ、空き家活用や高い利回りでの運用を求めるオーナー様などのニーズがマッチし、民泊が爆発的に広まりました。この新しいビジネスは資産を有効活用するという点で画期的ではありますが、無断転貸や旅館業法違反、近隣トラブルの発生など様々なトラブルが発生していることは、マスコミ等で広く報道されているとおりです。

今回の定期セミナーでは、近く成立が予想される民泊新法を踏まえて、不動産に関わる人であれば必ず押さえておきたい民泊マーケットを考える上での知識と、民泊だけでなく時間貸しや定期借家によるマンスリーモデルまで、シェアリングエコノミー時代の不動産活用のビジネスモデルを解説いたします。

ご希望の方は、FAXにて9/26(月)までにお申し込みください。

FAXにてお早めにお申し込みください! FAX:025-280-1552

事業所名	フリガナ	
お名前	フリガナ	フリガナ
ご紹介者様のお名前 ()		
*ご紹介者様がいらっしゃる場合にはご記載ください。(いない場合は、記載不要です。)		
ご住所	〒	
電話番号		FAX
E-MAIL	@	

[定期セミナー等のご案内(メルマガ登録)について、今後の案内を希望しない□]

お問い合わせ先／主催：新潟第一法律事務所 担当：渡辺・猪股
TEL:0120-15-4640 FAX:025-280-1552 URL:www.n-daiichi-law.gr.jp

ご記入いただきました個人情報につきましては当事務所において管理し、当事務所からのセミナーのご案内や各種お知らせ等以外には使用いたしません。なお、ご紹介者様がいらっしゃる場合、申込みがあった旨をご紹介者様にお伝えする場合がございます。



弁護士法人

新潟第一法律事務所

Niigata Daiichi Law Office

新潟県弁護士会 東京弁護士会所属